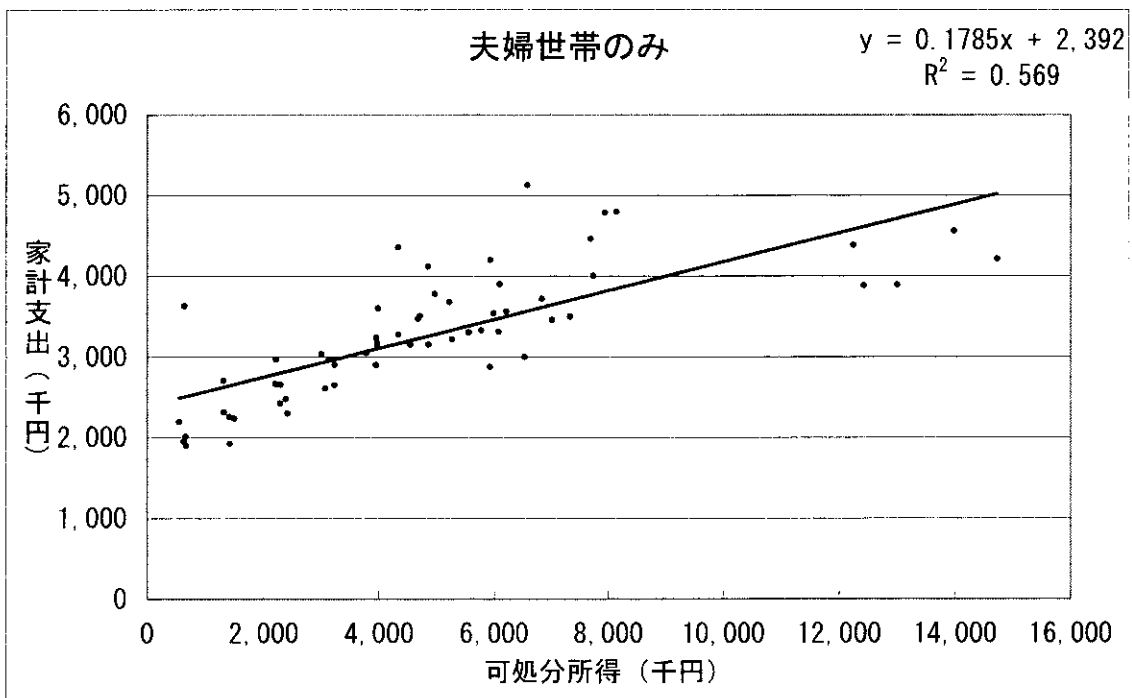
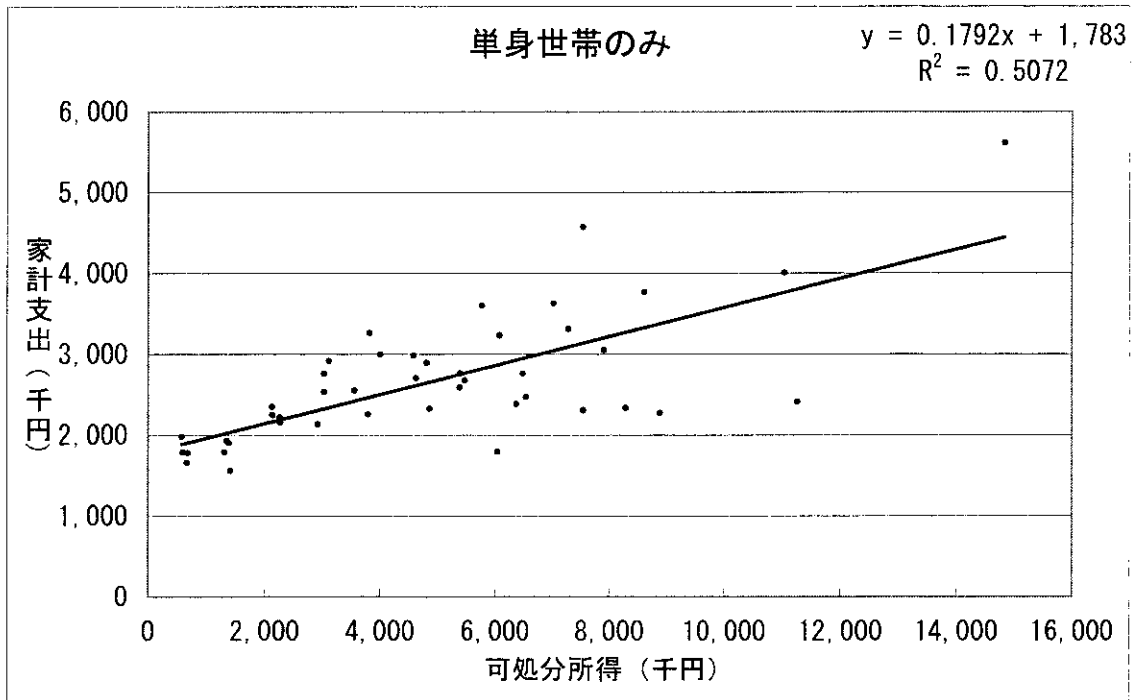
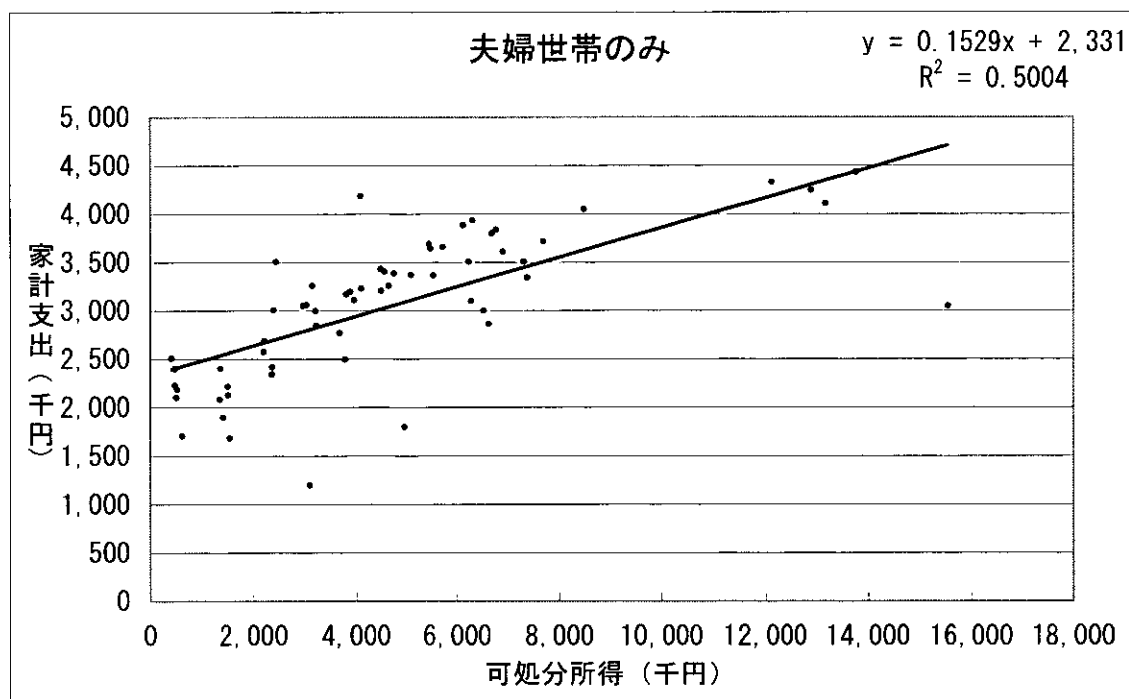
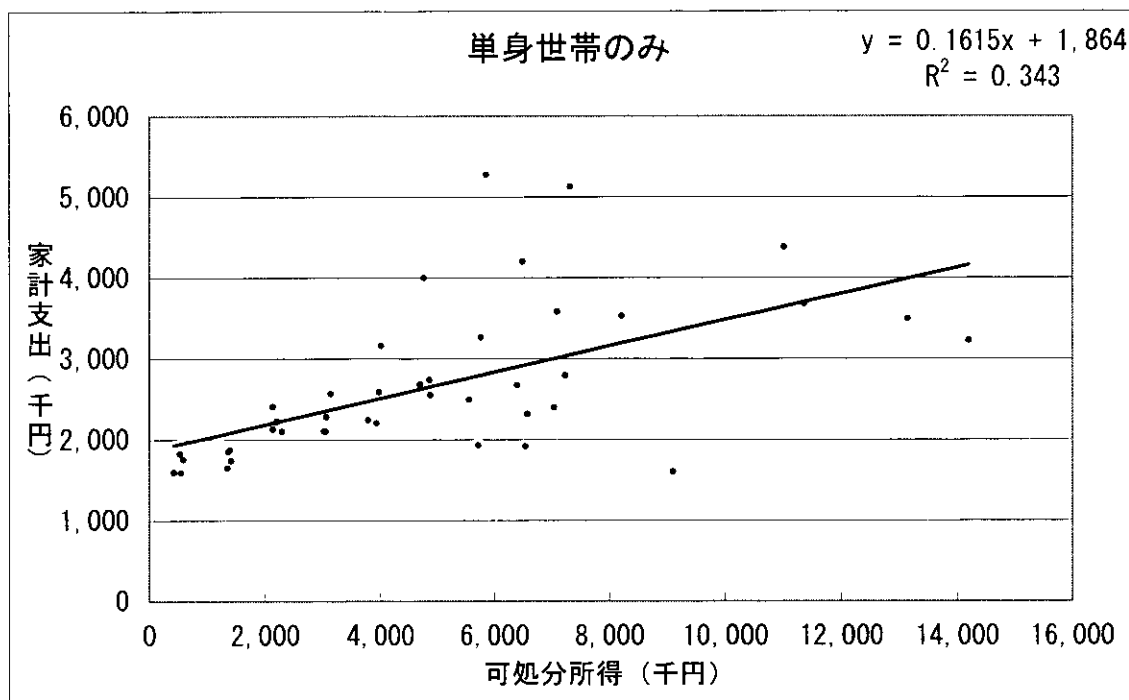


図表 3-2 家計消費支出額と可処分所得の関係
 <平成 10 年>



図表 3-3 家計消費支出額と可処分所得の関係

<平成 13 年>



4. 家計消費支出とGDPへの影響推計結果

前述のとおり可処分所得と家計消費支出の回帰分析結果を用いて、年金課税制度の見直しによる家計消費支出額とGDPへの影響を推計した（図表3-4）。

消費・マクロ経済への影響が最も大きい公的年金等控除を全廃した場合でも、家計支出額への影響は3,000億円程度の減少（対GDP比はマイナス0.06%弱程度）である。年金課税の見直しによる消費・マクロ経済への影響はそれほど大きいものではないことが推測されるが、高齢者の消費やマクロ経済への影響はマイナス効果が予想される。

一方で、これらの所得税増加分については、年金またはその他の分野において、高齢世代や現役世代または世代全体に対する新たな施策の財源として活用されるはずである（基礎年金の国庫負担割合引き上げ財源への充当、減税等）。つまり、所得税増加分の活用はマクロ経済全体でみればプラス効果に寄与することとなり、前述のマイナス効果を相殺する方向となるものと考えられる。

図表3-4 家計消費支出への影響推計結果

見直し内容	企業年金	ケース	消費・マクロ経済への影響		
				平成10年	平成13年
Ⅰ. 公的年金等控除を全廃する	①現行制度	Ⅰ-①	家計支出額への影響	▲3,153億円	▲2,661億円
			対GDP比	▲0.061%	▲0.053%
	②給与収入と合算	Ⅰ-②	家計支出額への影響	▲3,029億円	▲2,551億円
			対GDP比	▲0.059%	▲0.051%
	③企業年金分類設定	Ⅰ-③	家計支出額への影響	▲2,979億円	▲2,516億円
			対GDP比	▲0.058%	▲0.050%
Ⅱ. 定率控除を廃止し現行の定額控除のみとする 65歳以上：100万円 65歳未満：50万円	①現行制度	Ⅱ-①	家計支出額への影響	▲664億円	▲555億円
			対GDP比	▲0.013%	▲0.011%
	②給与収入と合算	Ⅱ-②	家計支出額への影響	▲595億円	▲497億円
			対GDP比	▲0.012%	▲0.010%
	③企業年金分類設定	Ⅱ-③	家計支出額への影響	▲552億円	▲466億円
			対GDP比	▲0.011%	▲0.009%
Ⅲ. 公的年金等控除の計算方法（控除率等）を給与所得控除と同一にする（65歳という年齢による控除区分は廃止）	①現行制度	Ⅲ-①	家計支出額への影響	▲531億円	▲456億円
			対GDP比	▲0.010%	▲0.009%
	②給与収入と合算	Ⅲ-②	家計支出額への影響	▲489億円	▲416億円
			対GDP比	▲0.009%	▲0.008%
	③企業年金分類設定	Ⅲ-③	家計支出額への影響	▲447億円	▲385億円
			対GDP比	▲0.009%	▲0.008%
Ⅳ. 定率控除を廃止して、現行の定額控除のみとし、さらに500万円の所得制限を導入 65歳以上：100万円 65歳未満：50万円	①現行制度	Ⅳ-①	家計支出額への影響	▲1,047億円	▲840億円
			対GDP比	▲0.020%	▲0.017%
	②給与収入と合算	Ⅳ-②	家計支出額への影響	▲976億円	▲780億円
			対GDP比	▲0.019%	▲0.016%
	③企業年金分類設定	Ⅳ-③	家計支出額への影響	▲932億円	▲750億円
			対GDP比	▲0.018%	▲0.015%
Ⅴ. 公的年金等控除を「必要経費」相当部分から「所得控除」相当部分に位置付けを変えた上で、収入水準に応じて控除額を減額する仕組みとする。算定対象は総所得額とする。	①現行制度	Ⅴ-①	家計支出額への影響	▲1,093億円	▲881億円
			対GDP比	▲0.021%	▲0.018%
	②給与収入と合算	Ⅴ-②	家計支出額への影響	▲1,016億円	▲815億円
			対GDP比	▲0.020%	▲0.016%
	③企業年金分類設定	Ⅴ-③	家計支出額への影響	▲963億円	▲780億円
			対GDP比	▲0.019%	▲0.016%

第4章 まとめ

本研究では、公的年金等控除を含めた年金課税の問題点への対応を検討した。

主に、現役世代と高齢者世代の課税最低限の違いに基づく世代間バランスの不均衡や、高齢者世代内の年金以外の収入も含めた収入格差に基づく世代内バランスの不均衡といった問題指摘が、近年強くなってきていることへの対応である。

以降では、本研究結果全般について総括することとする。

1. 試算結果の信頼性

本研究では、国民生活基礎調査の個票データで各種試算を行ったが、国民生活基礎調査は3年に1度実施される調査で、全国の世帯を幅広くカバーしている指定統計調査であり、平成10年と平成13年の個票データを再集計して使用した。これらの調査データをもとにした、所得税、住民税、国民健康保険の保険料（税）に関するシミュレーション結果は、平成10年調査と平成13年調査で、大きな隔たりはなく、ほぼ同様の値が得られた。これらのことから、本研究のシミュレーション結果は概ね信頼できるものと考えられる。

2. 年金課税の問題点への対応

(1) 問題点全般への対応

公的年金等控除は、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要という観点で創設され、給与所得控除のように勤務に伴う経費の概算控除といった要素を含んでいないが、課税所得金額計算段階における所得控除ではなく、例えば事業所得における必要経費同様、所得金額計算段階での控除という取り扱いとなっている。

しかしながらこのような現在の取り扱いは理論的に十分な説明になっているとはいえない面が強く、しかもその控除の度合いの大きさが世代間・世代内の不公平感を呼ぶことにもつながっている。また、現行税制においては、担税力の差への配慮から老年者控除などの所得控除が設けられているが、公的年金等控除の趣旨を踏まえると、このような所得控除（人的控除）へ位置付けを見直すことも検討の余地がある。ただし、各種の人的控除が見直されている中で、このような仕組みを所得課税の体系上どう位置付けるかについては、さらに検討が必要である。

そこで、現状の年金課税に関する主たる問題点と考えられる、世代間・世代内バランスの不均衡については、現行の枠組みを変更するケースV（公的年金等控除を「必要経費」相当部分から、老年者控除のように「所得控除」相当部分に位置付けを変え、控除対象を総所得額とした上で、配偶者特別控除と同様に控除金額が所得に応じて減額される仕組み

とするケース)のような対応が、試算結果を踏まえると、もっとも効果的な施策と考えられる。さらに、公的年金と企業年金の違いに着目し、課税段階で異なる対応をとった場合でも、同様の傾向があった。

従って、不均衡の是正という目的からは、公的年金と企業年金の違いも考慮すると、ケースV-②やケースV-③といった方向性での見直しが望ましいものと考えられる。なおその際は、給与・企業年金と関連がある退職一時金に関する課税体系も併せて考慮する必要がある。何らかの方法で退職一時金も、企業年金同様の課税体系に平仄を合わせることが望ましい。

(2) 焦点を絞った対応

少子高齢化が進むにつれて、年金制度全体としても現役世代との世代間バランスの問題がより強く意識されてきていることを踏まえると、年金課税においてもその点に焦点を絞って見直すことも考えられる。

その際は、ケースⅢ(公的年金等控除を給与所得控除と同水準にするケース)のように現行の枠組みを維持しつつも控除区分を変更する等の対応が、当面の措置としては客観的にもっともわかりやすい施策と考えられる。試算結果をみると、世代内においては年金受給額の大小にかかわらず、比較的均等に所得税が増加する傾向にあるため、世代内バランスの不均衡解消には至らない可能性が高いが、世代間バランスの問題はほぼ解消されることとなる。なお、企業年金との違いを考慮したケースⅢ-②・③としても、全体の傾向は変わらない。

(3) 対応方法のまとめ

いずれにしても、公的年金等控除の創設趣旨や、年金税制の主な問題点として指摘されている世代間・世代内バランスの不均衡解消を勘案し、年金税制を見直す場合、試算ケースVのように現行の枠組みを変えるような対応が本来は望ましいものと考えられる。

また、近年の少子高齢化の進行により、年金制度全体の問題としても強く意識されてきている世代間バランスの不均衡に焦点を絞り年金税制を見直す場合は、試算ケースⅢのように公的年金等控除を現行の枠組みの中で給与所得控除と同水準とすることも、効果が高くわかりやすい対応と考えられる。

3. 高齢者の消費やマクロ経済への影響

年金課税の問題点への対応策とした、ケースⅢやケースVでみると、高齢者の消費への影響は、-500億円~-1,000億円程度と予想され、マクロ経済全体への影響も-0.01%

～-0.02%程度と、それほど大きな影響にはならないものと考えられるが、高齢者の消費やマクロ経済への影響はマイナス効果が予想される。

一方で、前述のとおり、これらの所得税増加分については、年金またはその他の分野において、高齢世代や現役世代または世代全体に対する新たな施策の財源として活用されるはずであり、全体としてのマクロ経済効果は相殺されるものと考えられる。

4. 今後の課題

(1) 実態を踏まえた変更

実際に課税の変更を行うにあたっては、受給する年金額の違いや、年金だけの生活者とは他収入の道の可能性が低いこと等年金受給者の生活実態に違いがあることを十分踏まえて、課税区分や控除ラインの設定等を行う必要があることを指摘しておきたい。

本研究では、例えば、年金以外に多額の年金収入がある者についてまで一律に現状のような高い控除水準を続行するのでは、年金制度の支え手の側からする不公平感・不均衡感が醸成され、そのことにより制度の基盤が浸食されかねないことや、年金受給世代の間でも不公平感が強まりかねないとの問題意識がある。そして本論で述べたように、世代間の関係においても、同じ年金世代の間でも、不均衡を是正する方法は可能であると考えられるところである。

年金制度に対して各世代が抱く諸問題は年金制度自体の改革で対応されるべきものであるが、給付に対する課税の問題もトータルとして年金制度を安定した老後所得保障システムとしていくために重要な分野ではないかと考えている。

(2) 企業年金等課税全般のあり方

本研究では、退職一時金に関するデータを取得できなかったことから、企業年金に平仄を合わせるレベルで分析を実施できなかった。今後、退職一時金に関するデータ整備が可能となれば、公的年金だけでなく企業年金等公的年金以外の詳細な分析に踏み込むことが可能となる。その際は、併せて退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）も含めた、企業年金等課税全般のあり方について考察が可能となろう。

参考資料

1.シミュレーション方法	1
(1) 試算の考え方	2
(2) 所得税への影響推計方法	9
(3) 住民税への影響	12
(4) 国民健康保険の保険料（税）への影響	13
2.年金課税に関する提言事項一覧	17
3.世帯数分布データ	31
4.公的年金等控除見直しによる1世帯あたり所得税増税額データ	39

1. シミュレーション方法

(1) 試算の考え方

公的年金等控除の見直しにともなう影響を試算するには、マクロベースとマイクロベースの2通りが考えられる。前者は、既存の公開統計資料から求めることが可能であるが、公的年金等控除の定額部分や定率控除を部分的に見直すような細かい条件設定や、所得制限を加えた場合の試算を行うことは困難である。また、公的年金等控除の制度変更が財政に与える影響は、本人及び配偶者の年齢、所得額、公的年金額により異なるが、マクロベースの試算ではこれらは反映できない。

そこで、本研究ではマイクロベースの試算を採用し、年金受給者の年齢及び有配偶状況により類型化した所得額と公的年金額の分布（平成10年度と平成13年度の国民生活基礎調査の個票を再集計）を作成した（参考資料図表1-1）。まず60歳以上の男女（世帯主）を、60～64歳の単身世帯、65歳以上の単身世帯、60～64歳の夫婦世帯、65歳以上の夫婦世帯の4グループに分類し、夫婦世帯については、配偶者65歳未満、配偶者65～69歳、70歳以上の3グループに再分類した。さらに、それぞれのグループごとに、世帯所得額階級・公的年金等世帯受給額階級別にカテゴライズし、当該カテゴリに所属する人数、平均所得金額、平均給与所得額（給与所得控除を計算するため）、公的年金・恩給の平均受給額を計算した。夫婦世帯に対しては、これらに加えて、配偶者に係る平均所得金額、配偶者に係る平均給与所得額、配偶者に係る公的年金・恩給の平均受給額も計算した。これは、例えば配偶者控除は、納税者と同居の配偶者で合計所得金額が38万円以下の場合に適用されるなど、配偶者の所得水準等が本人の課税額に影響を及ぼすことに配慮したためである。

ここで、作成した世帯所得額階級別の人数分布を概観する（参考資料図表1-2、参考資料図表1-3）。

平成10年度及び平成13年度いずれの調査も同様の傾向となっているが、世帯主年齢が60～64歳の世帯では、配偶者年齢65歳未満かつ世帯所得額が300～600万円の階級の人数が最も多く、次いで、300万円未満の階級が多い。それ以外の世帯類型（男子単身、女子単身、配偶者65～69歳、配偶者70歳以上）では、世帯所得額が300万円未満の階級で最も人数が多く、世帯所得額が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。なお、配偶者年齢が65～69歳および70歳以上の人数は非常に少なく、後続の試算の結果については注意が必要である。

世帯主年齢が65歳以上の世帯では、女子単身で世帯所得額が300万円未満の階級の人数が非常に多い。それ以外の世帯類型（男子単身、配偶者65歳未満、配偶者65～69歳、配偶者70歳以上）も含めて、世帯所得額が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。

次に、世帯年金収入額階級別の人数分布を概観する（参考資料図表1-4、参考資料図表1-5）。

こちらも平成10年度及び平成13年度いずれの調査も同様の傾向となっており、世帯主年齢が60～64歳の世帯では、配偶者年齢65歳未満かつ世帯年金収入額が100万円未満の階級の人数が最も多く、その次に多いのは世帯年金収入額が200～300万円の階級である。それ以外の世帯類型（男子単身、女子単身、配偶者65～69歳、配偶者70歳以上）では、世帯年金収入額が100万円未満の階級で最も人数が多く、世帯年金収入額が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。なお、配偶者年齢が65～69歳および70歳以上の人数は非常に少なく、後続の試算の結果については注意が必要である。

また、世帯主年齢が65歳以上の世帯では、女子単身で世帯年金収入額が100万円未満の階級の人数が非常に多く、世帯年金収入額が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。また、男子単身世帯についてもほぼ同様の傾向が見られる。それ以外の世帯類型（配偶者65歳未満、配偶者65～69歳、配偶者70歳以上）では、世帯年金収入額階級に対してほぼ一様に分布している。

このようにして作成された基礎データに対し、グループごとに制度変更前後の所得税額を算出して積み上げ、現行制度における税額との差額を求めることにより年金課税制度の見直しにともなう財政影響の試算を行った。また、その際の所得の変動が住民税と国民健康保険の保険料（税）へ及ぼす影響の試算も行った。

参考資料図表 1-1 試算の基礎データ

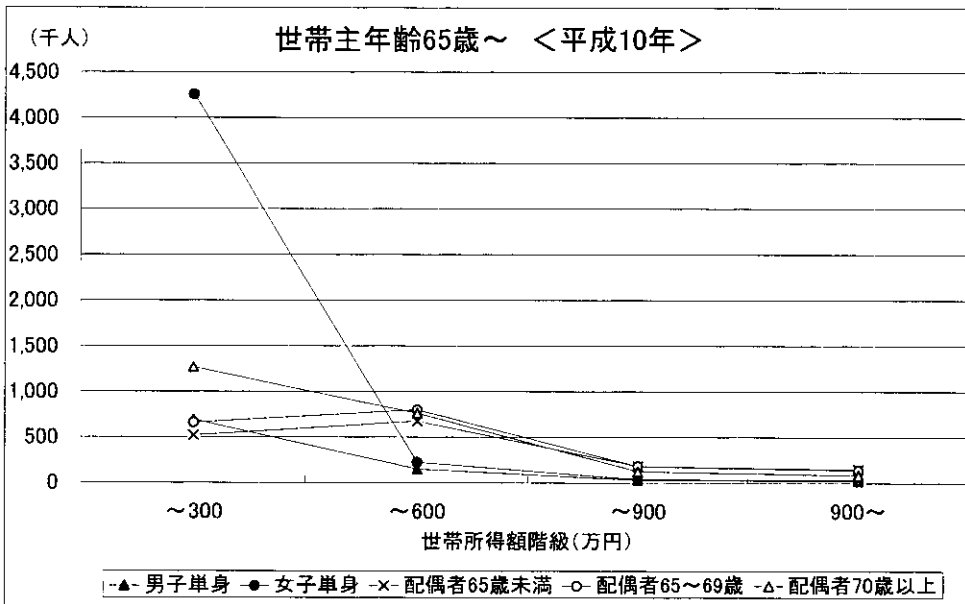
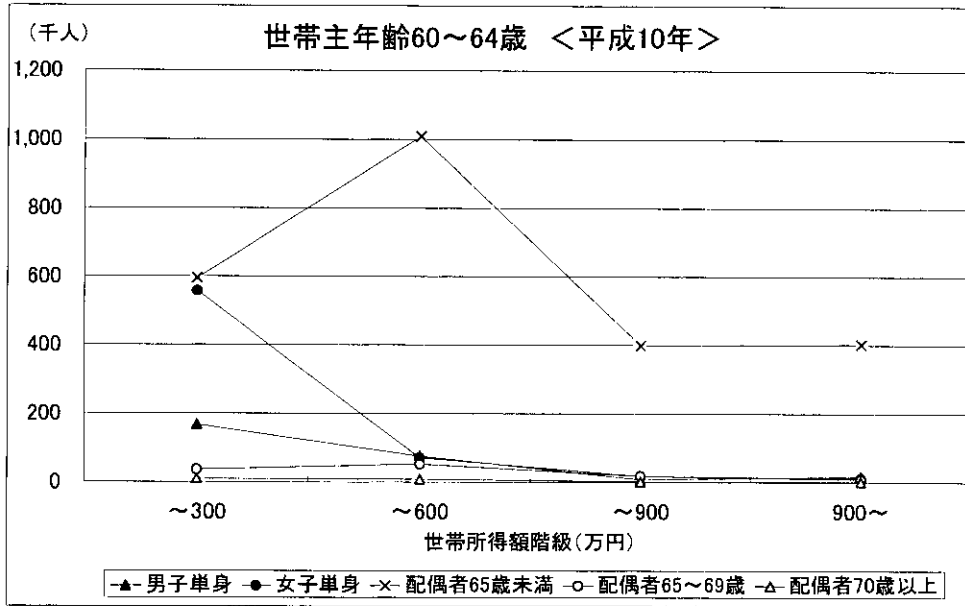
世帯類型			集計項目 ^{※1}
世帯	年齢	配偶者年齢	
単身世帯	60～64 歳	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯数 ・ 平均所得金額 ・ 平均給与所得額 ・ 公的年金・恩給の平均受給額
	65 歳以上	—	
夫婦世帯	60～64 歳	配偶者 65 歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯数 ・ 平均所得金額 ・ 平均給与所得額
		配偶者 65～69 歳 ^{※2}	
		配偶者 70 歳以上 ^{※2}	
	65 歳以上	配偶者 65 歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金・恩給の平均受給額 ・ 配偶者に係る平均所得金額 ・ 配偶者に係る平均給与所得額 ・ 配偶者に係る公的年金・恩給の平均受給額
		配偶者 65～69 歳	
		配偶者 70 歳以上	

※1 国民生活基礎調査の個票を用いて、世帯類型・所得額階級・公的年金等受給金額階級別にカテゴリライズして集計した。所得額のカテゴリライズ単位は、1,000 万円までは 50 万円刻みの 20 階級、1,000 万円以上は、1,000 万円～1,100 万円、1,100 万円～1,200 万円、1,200 万円～1,500 万円、1,500 万円～2,000 万円まで、2,000 万円以上として、合計 25 階級とした。また、公的年金等受給額のカテゴリライズ単位は、500 万円までは 10 万円刻みの 50 階級、500 万円以上は、750 万円までの 50 万円刻みと 750 万円以上として、合計 56 階級とした。

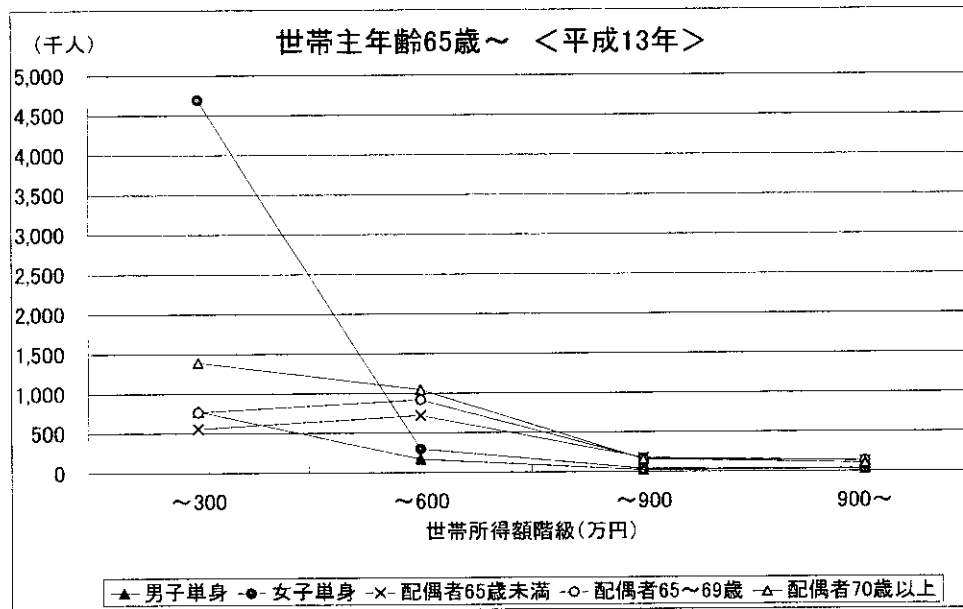
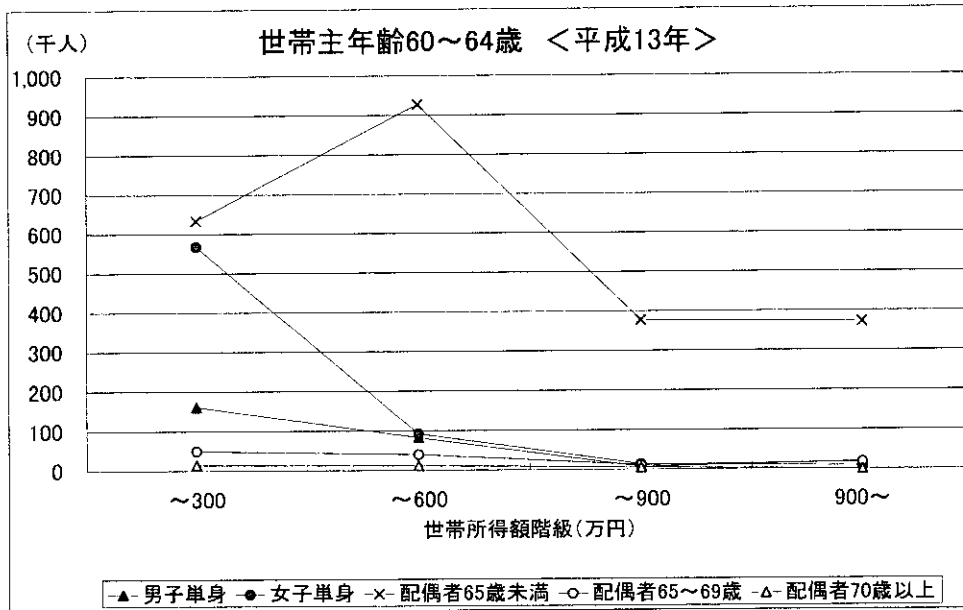
また、ここでの「所得額」は、平成 13 年度研究では「世帯主の所得金額」、平成 14 年度研究では「世帯の合計所得金額」とした。

※2 データの制約から、夫婦世帯の所得階級別・公的年金等受給金額階級別集計表において、世帯主年齢が 60～64 歳で、配偶者年齢が 65～69 歳と 70 歳以上の世帯には欠損データが多く見られた。そのためこれら世帯の推計結果を見る際には注意が必要である。

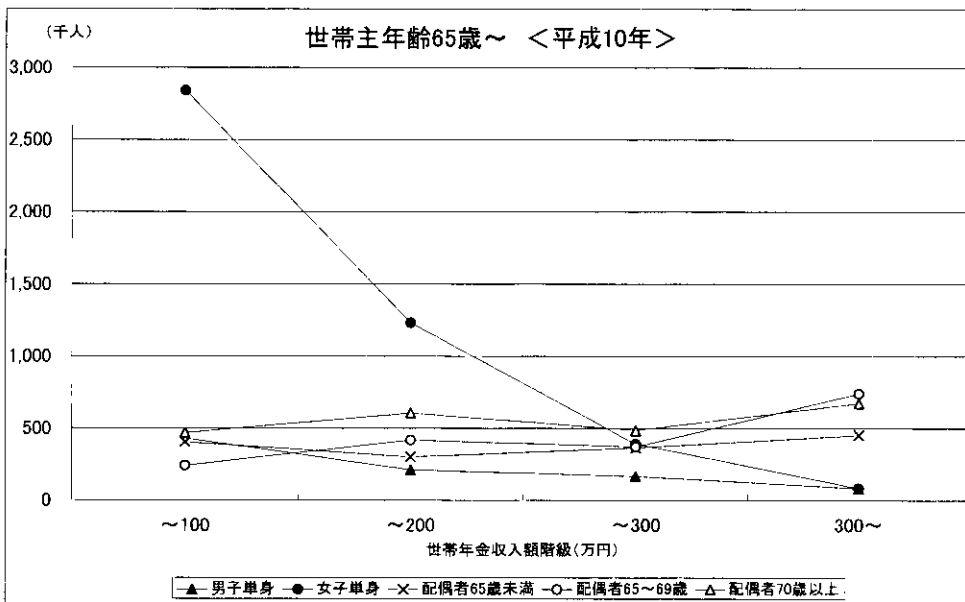
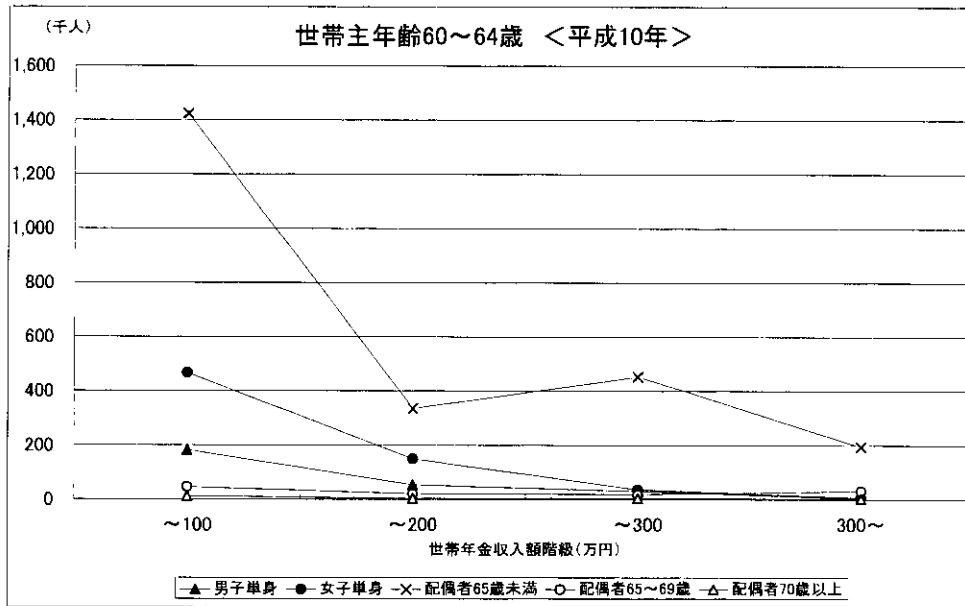
参考資料図表 1-2 世帯所得額階級別人数分布<平成10年>



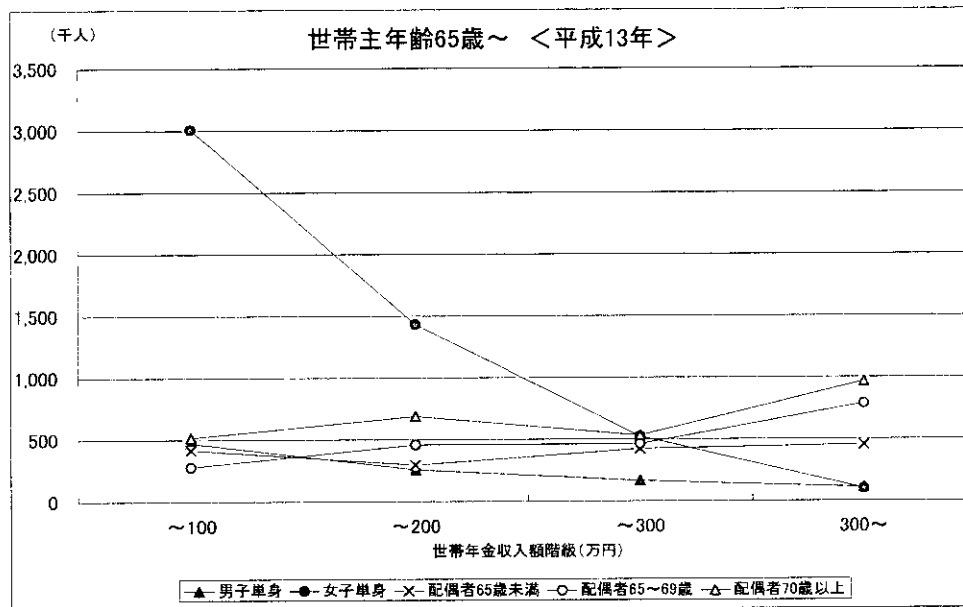
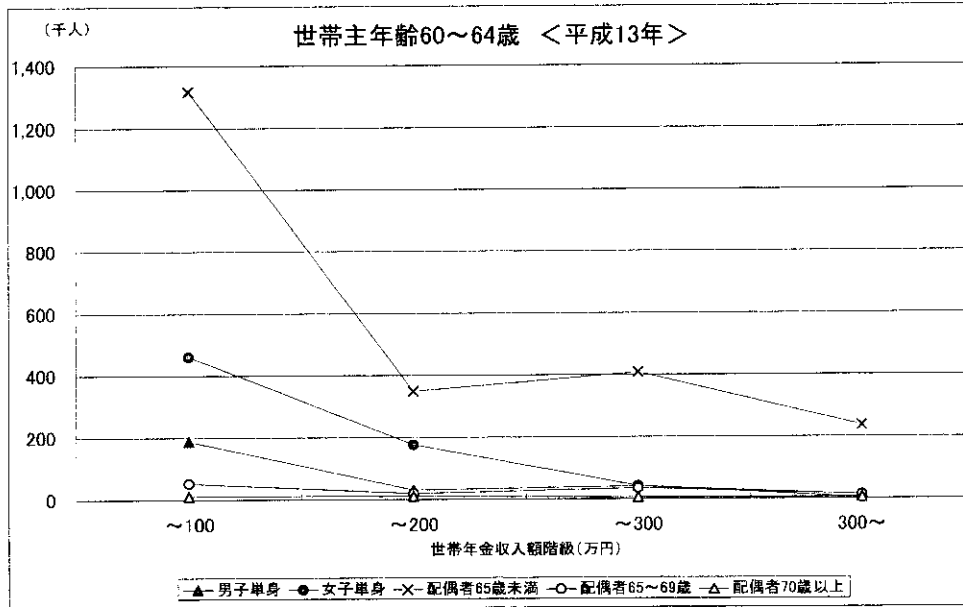
参考資料図表1-3 世帯所得額階級別人数分布<平成13年>



参考資料図表 1-4 世帯年金収入額階級別人数分布<平成10年>



参考資料図表 1-5 世帯年金収入額階級別人数分布<平成13年>



(2) 所得税への影響推計方法

公的年金等控除の見直しにより公的年金等受給者の課税上の所得が増加（減少）する。これが所得税にどの程度の影響を及ぼすかを検討する。

まず、図表2-2（本編24頁）における「①現行制度と同様」のケースの推計方法をまとめる（参考資料図表1-6）。

参考資料図表1-6 所得税額推計フロー（1/3）

Step	処理項目	内容																						
A-1	世帯主の決定	基礎データの総所得が、男≧女の場合：男を世帯主と設定 男<女の場合：女を世帯主に設定																						
A-2	年金収入を計算	国民生活基礎調査においては、公的年金・恩給受給額の中に厚生年金基金や適格年金などの企業年金が含まれていない。そのため、平成8年度 所得再分配調査から65歳未満と65歳以上の年齢階級別に、企業年金等受給額と公的年金等受給額の比率を求め、公的年金・恩給受給額に企業年金等受給額を年齢階級別に上乘せする。																						
A-3	年金収入から公的年金等控除を計算	<p><例：現行制度の場合></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>65歳以上</th> <th>65歳未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額控除</td> <td>1,000千円</td> <td>500千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定率控除</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(定額控除後の年金収入)</td> </tr> <tr> <td>360万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">25%</td> </tr> <tr> <td>720万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">15%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>720万円を超える部分</td> <td style="text-align: right;">5%</td> </tr> <tr> <td>最低保障額</td> <td>1,400千円</td> <td>700千円</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>それぞれの試算の前提条件に従い、これらの値を設定する。</p>		65歳以上	65歳未満	定額控除	1,000千円	500千円	定率控除	(定額控除後の年金収入)		360万円までの部分	25%	720万円までの部分	15%		720万円を超える部分	5%	最低保障額	1,400千円	700千円	所得制限	なし	
	65歳以上	65歳未満																						
定額控除	1,000千円	500千円																						
定率控除	(定額控除後の年金収入)																							
	360万円までの部分	25%																						
	720万円までの部分	15%																						
	720万円を超える部分	5%																						
最低保障額	1,400千円	700千円																						
所得制限	なし																							
A-4	公的年金等所得（雑所得）の計算	年金所得＝年金収入－公的年金等控除																						

参考資料図表 1-6 所得税額推計フロー (2/3)

Step	処理項目	内容																																																				
A-5	給与収入から給与所得を計算	<p>給与収入の階級に応じて給与所得を計算する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入</th> <th>給与所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>651,000 円未満</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1,625,000 円未満</td> <td>給与収入 - 650,000</td> </tr> <tr> <td>1,800,000 円未満</td> <td>給与収入 × 60%</td> </tr> <tr> <td>3,600,000 円未満</td> <td>給与収入 × 70% - 180,000</td> </tr> <tr> <td>6,600,000 円未満</td> <td>給与収入 × 80% - 540,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,000 円未満</td> <td>給与収入 × 90% - 1,200,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,000 円以上</td> <td>給与収入 × 95% - 1,700,000</td> </tr> </tbody> </table>	給与収入	給与所得	651,000 円未満	0	1,625,000 円未満	給与収入 - 650,000	1,800,000 円未満	給与収入 × 60%	3,600,000 円未満	給与収入 × 70% - 180,000	6,600,000 円未満	給与収入 × 80% - 540,000	10,000,000 円未満	給与収入 × 90% - 1,200,000	10,000,000 円以上	給与収入 × 95% - 1,700,000																																				
給与収入	給与所得																																																					
651,000 円未満	0																																																					
1,625,000 円未満	給与収入 - 650,000																																																					
1,800,000 円未満	給与収入 × 60%																																																					
3,600,000 円未満	給与収入 × 70% - 180,000																																																					
6,600,000 円未満	給与収入 × 80% - 540,000																																																					
10,000,000 円未満	給与収入 × 90% - 1,200,000																																																					
10,000,000 円以上	給与収入 × 95% - 1,700,000																																																					
A-6	総所得の再計算	<p>国民生活基礎調査の「総所得」は「給与収入」と「年金収入」と「その他の所得」を用いて計算されているため、A-4 と A-5 で求めた「年金所得」と「給与所得」から「総所得(再)」を計算する。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{総所得(再)} = \text{総所得一年金収入} + \text{年金所得} - \text{給与収入} + \text{給与所得}$ </p>																																																				
A-7	各種控除計算	<p>以下の各種控除金額を計算して合計する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基礎控除</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除 年間所得 38 万円以下</td> <td>配偶者 70 歳未満</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>配偶者 70 歳以上</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">配偶者特別控除 世帯主の総所得金額が 1,000 万円以下</td> <td rowspan="14">配偶者 総 所得 金額</td> <td>50,000 円未満</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>100,000 円未満</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td>150,000 円未満</td> <td>280,000</td> </tr> <tr> <td>200,000 円未満</td> <td>230,000</td> </tr> <tr> <td>250,000 円未満</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>300,000 円未満</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>350,000 円未満</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>380,000 円未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>400,000 円未満</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>450,000 円未満</td> <td>360,000</td> </tr> <tr> <td>500,000 円未満</td> <td>310,000</td> </tr> <tr> <td>550,000 円未満</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td>600,000 円未満</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>650,000 円未満</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>700,000 円未満</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>750,000 円未満</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>760,000 円未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>760,000 円以上</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高齢者控除 世帯主が 65 歳以上かつ総所得 1,000 万円以下</td> <td>500,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目		控除額(円)	基礎控除		380,000	配偶者控除 年間所得 38 万円以下	配偶者 70 歳未満	380,000	配偶者 70 歳以上	480,000	配偶者特別控除 世帯主の総所得金額が 1,000 万円以下	配偶者 総 所得 金額	50,000 円未満	380,000	100,000 円未満	330,000	150,000 円未満	280,000	200,000 円未満	230,000	250,000 円未満	180,000	300,000 円未満	130,000	350,000 円未満	80,000	380,000 円未満	30,000	400,000 円未満	380,000	450,000 円未満	360,000	500,000 円未満	310,000	550,000 円未満	260,000	600,000 円未満	210,000	650,000 円未満	160,000	700,000 円未満	110,000	750,000 円未満	60,000	760,000 円未満	30,000	760,000 円以上	0	高齢者控除 世帯主が 65 歳以上かつ総所得 1,000 万円以下		500,000
項目		控除額(円)																																																				
基礎控除		380,000																																																				
配偶者控除 年間所得 38 万円以下	配偶者 70 歳未満	380,000																																																				
	配偶者 70 歳以上	480,000																																																				
配偶者特別控除 世帯主の総所得金額が 1,000 万円以下	配偶者 総 所得 金額	50,000 円未満	380,000																																																			
		100,000 円未満	330,000																																																			
		150,000 円未満	280,000																																																			
		200,000 円未満	230,000																																																			
		250,000 円未満	180,000																																																			
		300,000 円未満	130,000																																																			
		350,000 円未満	80,000																																																			
		380,000 円未満	30,000																																																			
		400,000 円未満	380,000																																																			
		450,000 円未満	360,000																																																			
		500,000 円未満	310,000																																																			
		550,000 円未満	260,000																																																			
		600,000 円未満	210,000																																																			
		650,000 円未満	160,000																																																			
700,000 円未満	110,000																																																					
750,000 円未満	60,000																																																					
760,000 円未満	30,000																																																					
760,000 円以上	0																																																					
高齢者控除 世帯主が 65 歳以上かつ総所得 1,000 万円以下		500,000																																																				

参考資料図表 1-6 所得税額推計フロー (3/3)

A-8	課税標準額計算	課税標準額＝総所得（再）－各種控除		
A-9	所得税額（定率減税前）計算	課税標準額に応じて、所得税額を計算する。		
		課税標準額	税率	控除額（円）
		3,300,000 円未満	10%	0
		9,000,000 円未満	20%	330,000
		18,000,000 円未満	30%	1,230,000
		18,000,000 円以上	37%	2,490,000
A-10	定率減税額計算	定率減税額＝Min{所得税額（定率減税前）×20%, 25万円}		
A-11	所得税額決定*	所得税額＝Max{所得税額（定率減税前）－定率減税額, 0}		

※ 源泉徴収時における受給者全員の公的年金・恩給の総支給額（「平成 10 年度 国税庁統計年報書」および「平成 13 年度 国税庁統計年報書」国税庁）を用いて補正した。

図表 2-2（本編 24 頁）における、その他のケースも基本的に上記と同様の処理を行う。異なる点は、「②給与所得と合算」の場合は、A-2 で求めた「企業年金等受給額」を同 Step で「公的年金等受給額」に合計せず、「給与収入」と合計して A-5 で「給与所得」を求める点である。

また「③企業年金分類設定」は、「給与収入」とも合計せず、「企業年金所得」を所得項目の一つとして独立させる考え方で、給与所得控除と同様の控除体系で「企業年金等受給額」から「企業年金所得」を求める点である。

また、図表 2-2 における公的年金の枠組改正（V-①、V-②、V-③）は、A-3 を実行せず、年金所得＝年金収入として A-6 の総所得までを計算する。そして、A-7 の控除計算の際に、総所得に応じて年金収入に対する控除額（年金収入があり、その年金収入額を上限とする）を計算する点が上記処理とは異なる（本編 24 頁の図表 2-2 の※参照）。

(3) 住民税への影響

公的年金等控除の見直しにより公的年金等受給者個人の課税上の所得が増加(減少)し、個人住民税の所得割相当額(土地建物等の譲渡所得相当額を除く)へ影響を与える。ここでは、この影響の合計金額を推計する(参考資料図表1-7)。

なお、データの制約から、ここでは年金課税制度見直しによる住民税の影響の傾向把握を目的として、以下のような条件を設定している。

- ① 課税所得は、所得税の課税所得を使用。
- ② 基礎控除と配偶者控除と配偶者特別控除と老年者控除を控除項目として、生命保険料控除や医療費控除などの控除は行わない。
- ③ 65歳以上で所得125万円以下または65歳未満で所得35万円以下は、住民税は非課税。

参考資料図表1-7 住民税額推計フロー

Step	処理項目	内容															
B-1	課税標準額計算	所得税額推計フロー(参考資料図表1-6)のA-1~A-8に従い、課税標準額を計算する。															
B-2	住民税額(定率減税前)計算	課税標準額に応じて、道府県民税額と市町村民税額を計算する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>課税標準額</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道府県民税</td> <td>7,000,000円未満</td> <td>課税標準額×2%</td> </tr> <tr> <td>7,000,000円以上</td> <td>課税標準額×3%-70,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税</td> <td>2,000,000円未満</td> <td>課税標準額×3%</td> </tr> <tr> <td>7,000,000円未満</td> <td>課税標準額×8%-100,000</td> </tr> <tr> <td>7,000,000円以上</td> <td>課税標準額×10%-240,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、課税標準額が、65歳以上で125万円以下、または65歳未満で35万円以下は道府県民税・市町村民税ともに非課税とする。</p>		課税標準額	計算式	道府県民税	7,000,000円未満	課税標準額×2%	7,000,000円以上	課税標準額×3%-70,000	市町村民税	2,000,000円未満	課税標準額×3%	7,000,000円未満	課税標準額×8%-100,000	7,000,000円以上	課税標準額×10%-240,000
	課税標準額	計算式															
道府県民税	7,000,000円未満	課税標準額×2%															
	7,000,000円以上	課税標準額×3%-70,000															
市町村民税	2,000,000円未満	課税標準額×3%															
	7,000,000円未満	課税標準額×8%-100,000															
	7,000,000円以上	課税標準額×10%-240,000															
B-3	定率減税額計算	定率減税額=Min{(道府県民税額(定率減税前)+市町村民税(定率減税前)×15%, 4万円}															
B-4	住民税額決定※	住民税額=Max{道府県民税額(定率減税前)+市町村民税額(定率減税前)-定率減税額, 0}															

※ 源泉徴収時における受給者全員の公的年金・恩給の総支給額(「平成10年度 国税庁統計年報書」および「平成13年度 国税庁統計年報書」国税庁)を用いて補正した。

(4) 国民健康保険の保険料(税)への影響

国民健康保険制度は、原則として被用者保険の適用者以外の国民すべてを被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。保険者は、市町村(特別区を含む。以下同様)と国民健康保険組合であり、事業に要する費用は、保険料(税)、国庫支出金、保険基盤安定繰入金で構成されている。

保険料(税)の課税方式としては、4方式(所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割を組み合わせる方式)、3方式(所得割、被保険者均等割、世帯別平等割を組み合わせる方式)、2方式(所得割、被保険者均等割を組み合わせる方式)のいずれかに従い、課税総額に対する割合(参考資料図表1-8)を標準として、所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額を算定し、これを基にして被保険者世帯に対する課税額を算定する。

また、所得割額の算定方法としては、旧ただし書方式、本文方式、所得割方式がある(参考資料図表1-9)。

参考資料図表1-8 課税額算出の組み合わせ及び課税標準割合

方式	課税額算出の組み合わせ	課税標準割合	
4方式	所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割	所得割	40%
		資産割	10%
		被保険者均等割	35%
		世帯別平等割	15%
3方式	所得割、被保険者均等割、世帯別平等割	所得割	50%
		被保険者均等割	35%
		世帯別平等割	15%
2方式	所得割、被保険者均等割	所得割	50%
		被保険者均等割	50%